

第1回行財政システムに関する小委員会会議録

日 時 平成16年11月30日(火)午前10時30分～午後11時45分  
会 場 庄内情報プラザ 602号室

出席者

・委員長

佐藤 忠智

・委員

佐藤 弘            長谷川 裕            齋藤 康広            阿部 清幸            安藤 順子  
小林 隆逸        小松 隆二            齋藤 緑            (欠席委員        小野 實)

・説明員

住民自治組織分科会長 三柏 憲生            事務機能配置分科会長 丸山 至  
松山町教育次長        荘司 東一            平田町総務課長        佐藤 富雄

・幹事

丸山 至            三柏 憲生            齋藤 啓一

・事務局職員

五十嵐龍一        大滝 太一            永田 斉            後藤 重明            遠藤 裕一  
土井 義孝        斎藤 徹            長尾 和浩            松永 隆

議事日程

1 開会

2 委員長及び副委員長選出

3 委員長あいさつ

4 議事

(1) 協議事項

協議第35号 協定項目13 「事務組織及び機構の取扱いについて」

協議第44号 協定項目9 「地域審議会等の取扱いについて」

(2) その他

5 その他

6 閉会

開会 午前10時30分

事務局次長（大滝太一） それでは、ご案内の時間になりました。本日はお忙しいところご参集いただき、ありがとうございます。

先日、11月27日に協議会を開催したわけでありまして、その日に引き続いてこの小委員会もやればよかったんですが、諸般の事情によりまして、若干間を置かせていただいたところであります。

本日、欠席の通告をいただいております委員は小野實委員でございます。小委員会規定の第5条第2項の定足数は満たしておりますので、ただいまから北庄内合併協議会の第1回目の行財政システムに関する小委員会を開催いたします。

---

### 正副委員長の選出

初めに、第1回目でありますので、小委員会規定の4条2項によりまして、委員長と副委員長を互選していただかなくてはなりません。暫時の間、事務局の方で進行させていただきます。

初めに、委員長であります。互選の仕方、方法などについていかがいたしましょうか。委員の皆さんのご意見を伺いたしたいと思います。

委員（佐藤 弘） 推薦でいいと思います。それまで諮っていただいて、委員の推薦を諮っていただきたいと思います。

事務局次長（大滝太一） わかりました。今、推薦というお声がございましたけれども、どなたか推薦ございますでしょうか。

〔「推薦でいいかどうか」と発言する者あり〕

事務局次長（大滝太一） 推薦でよろしいですか。

〔「はい」と発言する者あり〕

委員（齋藤 緑） 忠智さん、前回と続けてお願いします。

事務局次長（大滝太一） それでは、推薦でよろしいというようなことで、佐藤忠智さんという推薦の声がございましたけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

事務局次長（大滝太一） それでは、佐藤忠智さんを委員長にというような声でございますし

て、承認されたというようなことで、佐藤さんの方から委員長席についていただきたいと思  
います。よろしくお願いします。

それでは、次に副委員長でありますけれども、副委員長の互選については委員長の方から  
お諮りいただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

委員長（佐藤忠智） それでは、早速ですが、副委員長の互選についていかが取り計らいま  
しょうか。

〔「委員長指名」と発言する者あり〕

委員長（佐藤忠智） 委員長指名という声がありましたので、そのようにさせてもらって  
よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

委員長（佐藤忠智） それでは従来どおりということで、本日欠席でありましたけれども、  
松山町の3号委員の小野實委員から副委員長に就任いただきたいと思います。

これで一たん事務局に返します。

事務局次長（大滝太一） ありがとうございます。

それでは、委員長には佐藤忠智委員、副委員長には小野實委員ということで、従前の小委  
員会のとおりということですが、就任をお願いしたいと思います。

なお、小野委員の方からは事前に差し出がましいようでしたが、事務局の方で了解は得て  
おります。

それでは、ここで委員長の方から就任のごあいさつをいただきたいと思います。よろしく  
お願いします。

委員長（佐藤忠智） まず、改めまして、おはようございます。

大変何かとお忙しい中にご参集をいただきまして、ありがとうございます。なかなか遊佐  
の離脱から平田の騒動から、いろいろありました。私の力不足もあったのかなと思いき  
れども、できればこの17回の庄内北部地域合併協議会で、今日予定されております2つの件  
が確認できていれば、このような大事にはならなかったのかなと、そんなこと言っても、今  
さらしようがないわけですけれども、それはそれとして、きょう改めて新しい協議会を第1  
回の行財政システムに関する小委員会ということで、皆さんの協力を得て速やかに進めてい  
きたいなと思いますので、ご協力のほどお願い申し上げまして、簡単であります、委員長の  
あいさつといたします。

事務局次長（大滝太一） ありがとうございます。

なお、本日の事務局側の出席者でございますけれども、事務機能分科会長、それから自治組織の分科会長を始めといたしまして、関係者そろっております。個別の紹介は省略させていただきます。

それでは、これから議事に入らせていただきますが、委員会の進行は規定によりまして委員長が議長というようなことになっております。ここからは佐藤委員長の方からよろしくお願いいたします。

---

### 協議第35号 協定項目13 事務組織及び機構の取扱いについて

委員長（佐藤忠智） それでは、早速議事に入りたいと思いますが、協議会での会長あいさつにもあったとおり、本委員会での審議についても北部合併協での審議経過を尊重して進めていきたいと思っております。

そのような前提で、まず協議事項の について事務局より説明を願います。

事務局次長（大滝太一） それでは、事務局からご説明を申し上げます。

その前に本日の資料でございますけれども、基本的には27日に既に提案されておりますので、その資料から関係部分を抜粋したものをきょう本日、机の上にお上げしております。そのほかに次第と、あと右上に当日提出資料とありますけれども、これまでの北部合併協での小委員会の審議経過の資料をつけさせていただいております。

この協議経過については、都合9回小委員会を開催したわけですが、その中で2ページにありますとおり、本所の事務機能なり、支所の事務機能なりというものの整理について一たん確認いたしております。

その後、事務組織と機構の取扱いについても引き続き審議いたしまして、9月23日、第9回の小委員会でありましたけれども、事務組織については一たん小委員会としての確認はいただいております。また、地域審議会等については、それぞれの1市4町の考え方を整理して、正副会長会議に上げるというようなことで、一たん終了しておったわけです。

こういったような経過を前提として、 の事務組織及び機構の取扱いについて説明させていただきます。繰り返すようですが、提案自体は既に終わっておりますので、私の方からは補足の説明という程度であります。

事務組織については、9月23日に一たん小委員会としてお諮りをいただいて、結論を得て

おるわけでありませぬけれども、その際の事柄について、改めて追加というようなことは特にございませぬ。ここに、提案の35号に書いてありますとおり、本所については酒田市を基本とする。支所については4部門によって構成される課を基本として考える、と。それから、業務量や事務の性質などを考慮しながら、さらに詰めていくというようなこと、それから名称については後日決めさせていただこうと、こういったようなことで提案をさせていただいておまして、これについて当時の遊佐町の委員から、住民説明用については若干足りないのではないか、あるいは山岳とか海を擁するところについては、それなりの組織的配慮をすべきだというような意見がございまして、そういったような意見も協議会に報告させていただくという段取りになっておりました。

また、それらを総合して委員長の方から、事務組織機構がある程度詰まったら、再度この委員会に報告するよとということと言われておまして、それも報告するよとということ、協議会の方には報告を上げる段取りをしておったところであります。

以上のようなことでございまして、特に追加の説明というようなことはございませぬので、繰り返しになるかもしれませんが、従前の協議経過を尊重するよとということを前提として、改めて確認をいただければ幸いです。

以上であります。

委員長（佐藤忠智） 事務局の方からは新たな説明はないよとことであります。

お諮りをいたしますが、9月23日の第9回小委員会により既に可決されていることなので、このとおりで再度確認してもよろしいでしょうか。

きょうは新たな北庄内合併協議会よとこと、前回のときと中身は変わっていないわけですので、このとおり可決させてよろしいでしょうか。

佐藤委員。

委員（佐藤 弘） 資料の新市の組織機構のイメージの中で支所が（4）、それから支所の組織機構案で 課、 課よとことあるんではございませぬけれども、その辺、前の資料と同じよとこと意味合いなんですか、ちょっと説明をお願いしたい。

委員長（佐藤忠智） 大滝次長。

事務局次長（大滝太一） 以前にもご説明申し上げましたけれども、支所については4部門を基本として、さらに事務の量なり性質を測定することよとことよとこと詰めていくよとことよとこと考え方あります。ですから、この 課については、例えばここに 課が2つありますけれども、2つ自動的にふえるよとことよとこと意味合いではなくて、必要であれば名前はどう

あれ置いていくというような考え方の、そういう考え方を示した図でございます。

委員長（佐藤忠智） 佐藤委員。

委員（佐藤 弘） 前の協議会と今回の協議会が構成が変わったと。そして、新たにきょう初めて小委員会が開催されているわけです。そんな中で、この本所の組織機構の中で支所の（４）というのは４つの支所を置くということじゃないんですか。この辺についてはちゃんと３つなら３つということで修正をすると。

それから、４部門により構成される課を基本として置くということで、その辺はどういうふうに詰めていって、２つは増やされるんだよというふうな支所の機能があるということで、ちょっと調整に私は課題が残ってくるんじゃないかなと、こういうふうに思うんです。ですから、４つを基本にするということで調整ができないのかなというふうに思うんですけども、その辺をぜひ各委員からお聞きしながら、各町の意向もあるわけですから、あくまでもこの文章でいいのか、あるいは支所の名称及びということで、支所の名称も後で出てくるのかもしれないけれども、その辺もやっぱり後に検討して調整をするということだと、ちょっと見えない部分があるのかなというふうなこともあるものですから、若干私は各町の意見というか、今までの調整で、あるいはいろいろな流れの中で出てきている問題ですから、ちょっと確認し合った方がいいのではないかなというふうに思いますけれども、いかがですか。

委員長（佐藤忠智） 佐藤委員のおっしゃるとおりだと思います。今まで何回となく事務方でも、それから首長さん方からの意見も出ていると思います。そこいら、今の質問に対して、いろいろこういう案も出ている、ああいう案も出ているというようなこともあろうと思いますので、事務局から一通り、まず今までの経過をいただいて、それから委員の皆さんからご意見をいただくという形をとりたいと思います。

事務局の方から、大滝次長。

事務局次長（大滝太一） 資料の方の本所の組織機構（案）の支所（４）というのは、これは完全に事務局のミスでございまして、ちょっと修正にそこまで気が至らなかったというようなことです。ここは（３）でございます。この場で訂正させていただきます。

それから、支所の名称等については、例えば市民センターであるとか市民局であるとか、いろいろな名称を使っているところがありますので、今の段階でそういったような名称についての腹案をお持ちの委員がございましたら、教えていただければ後の調整に生かせるかなというふうに思います。

それから、４部門の課はあくまで基本として考えておるところでありまして、この４つの

課でそれぞれの、その中に入る業務量なり、係の人数なりを調整していきたいと思っております。その点については変わってはおりません。ただ、そのいろいろな業務量なり、人数の算定の中で、余りにも人が多くて2つに分けなきゃならないとか、あるいは逆にこれだけ人なり業務も少なくても2つも置く必要がないというようなこと、いろいろなケースが考えられるというようなことを想定しております。そこら辺は極めて実務的な話でもありますので、事務方の調整に今しばらく、若干任せていただければありがたいかなと思っております。

以上です。

委員長（佐藤忠智） 分科会長。

事務機能配置分科会長（丸山 至） 事務機能分科会長の丸山でございます。

先ほど佐藤委員の方からもいろいろご指摘ございました。これまでの経緯は、遊佐町さんのお話もございまして、課がふえる可能性も否定をしないという意味で、課というのをつけさせていただきました。ただ、現在1市3町ということの中では、基本的にはそういうことはないのだろうと思います。ただ、業務量ですとか、合併当初の業務量ですとか、その辺のところの検証をこれからしなきゃならないわけですが、その辺の余地もあって4課固定ではないということは今事務局もご説明を申し上げました。したがって、このイメージ図が誤解を招くとすれば、この課、課というのは取っていただいても特に支障はないのでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、前の小委員会の際の協議を踏まえるというふうなことがあったものですから、事務方では勝手に資料を直さずに、前回と同じ資料を出させていただいたと。文言からいけば、あくまでも4部門で構成される課ですから、4課が基本というふうな形式で事務方としては整理をさせていただいているところでございます。

委員長（佐藤忠智） 佐藤委員。

委員（佐藤 弘） この課、これは私も支所が4と書いてありますから、その前の資料のそのとおりの提出だというふうに思いますけれども、1市3町ということで課がありきだよという発想は、やっぱりこの合併の基本的な考え方からいうと、業務量あれば文書では合併前調整するというで書いてあるわけですから、この課ありきになっちゃうと、ちょっと町同士の関係で少しいろいろな問題が起きないのかなというふうに思うんです。これを1市4町の段階でのいろいろな事務方の調整方針ということで、あの当時、私もそのことについては理解をいたしておりましたけれども、今回1市3町ということですから、「あり

き」でなく、後半の業務量や事務の性質を考慮しながら合併まで協議するというのであれば、イメージ図にそういう 課というのは、ちょっと私としては取り外しておいた方がわかりやすいのかなというふうに思うんです。

それから、支所の名前もいろいろなことで調整の中で私も議論になってきたと思うんです。「総合」をつけるとか、いろいろなことがあったと思うんですよ。ですから、その辺は各町の意向を踏まえてやっぱり、後でこの委員会にまた最後の調整の、あるいはあり方を提案するのもかもしれませんけれども、その辺はちょっと私は、きょうは意見として聞いておいた方がいいのではないかなというふうに思うんです。

委員長（佐藤忠智） 今、佐藤委員から提案あったことですが、この 課、それから支所の名前について、いろいろなご意見がございましたら、委員の皆さんからご発言いただきたいんですが。

長谷川委員の方から。

委員（長谷川 裕） 八幡町ですけれども、いわゆる今、佐藤委員の方からありました意見、私は事務局の方からあったままでいいんじゃないかなというふうに考えております。というのは、あくまでもこの4課体制が基本であるということ、1つ。プラスアルファ、なり得る話というのは、現時点で私どもが平田町さんの状況とか、松山さんの状況わかりかねますので、あくまでも事務方の方で話し合った、現のベースで話し合っ、やはり例えば八幡にはこういう課が1つあってもいいだろうとか、松山さんにこういう課あってもいいだろうというふうな幅を持たせるような感じで置いた方がいいんじゃないかと。委員会としては、あくまでも大まかなところを決めていけばいいんじゃないかなというふうに考えています。

また、支所の名称ですけれども、恐らく私どもは八幡何とか支所とか何とかセンター、八幡総合支所となると考えていますので、冠に八幡町という、八幡という名称つけば、それでいいんじゃないだろうかとというふうに考えております。

委員長（佐藤忠智） じゃ、松山の齊藤委員。

委員（齊藤康広） 私もこの事務局案でよろしいかと思えます。 課、 課と、今八幡の長谷川さんからもお話ありましたけれども、やはりいろいろな地域からも、いろいろな要望があるかと思えますし、やはり幅を持たせてみてもよろしいのかなと思っています。

ただ、 課が2つありますので、これを1つにするか2つにするかということは、これはあるかと思えますが、私は置いた方がいいんじゃないかというふうに思います。

あと名称につきましても、今、長谷川さんおっしゃったとおりでよろしいかと思えます。



委員長（佐藤忠智） ありがとうございます。

じゃ、小林委員から。

委員（小林隆逸） これは例えば平田町の委員ということでお話をすると、こういうことですか。個人ということですか。

委員長（佐藤忠智） そうですね、平田町ということ言っていたらありがたいんですけども。

委員（小林隆逸） 平田町の委員ということで、このことについての総合的な形での協議をしたという経過はないわけで、どちらかというと個人の考えを述べるということになるわけですけれども、ただいまの佐藤委員の方からは、課、課というものについては必要としないものではないかというような意見もありましたし、また反対に猶予を持たせて、それぞれの地区の状況に配慮される選択もあっていいと、こういうような2つに割れた意見になるわけですけれども、私個人の意見を申し上げれば、支所体制のあり方というものについては、なるべく効率よく簡素であるべきだというふうに思っております。この4つの部門の中に色々のそういう地域的に要請される仕事のエリアというものは組み込まれるものだろうと、組み込むことも出てくるだろうというふうに考えられますし、それだけ課、課、松山のお二人さんは別に2つ増えるということをお前提としないということもありますけれども、基本的には私はこの4つの中で十分に酒田市以外のあるべき要請についてもこたえられる体系を組むことができるであろうと。これは平田町の考えではありません。このこと協議しておりませんが、私個人の意見であります。

委員長（佐藤忠智） 支所の名称なんかお考え、個人的に。

委員（小林隆逸） それは先ほど申されたように、平田町と平田地区というふうに冠していただければ結構だろうと思います。

委員長（佐藤忠智） 安藤委員。

委員（安藤順子） 課のことですけれども、やっぱり今さまざま複雑化していますので、この4つの中にすべて含むということは無理が生じてくるのではないかなというふうなことを思います。ですから、この辺は地域差もあるかと思えますけれども、そのところはやっぱり地元、支所3つできるわけですけれども、その辺と協議をして決めるということにした方がいいのではないかなというふうに思います。地域でそういう町の中で何かをつくるというような話し合いというのはまだやっていないわけでしょう。議会なんかでも話し合いしているんですか。だから、その辺はげたを預けてもらった方がいいのかなというふうに思います。

また、名称については、やっぱり今の私の方であれば八幡というような名称をつけていた  
だければ、それで結構ではないかなというふうに思います。

以上です。

委員長（佐藤忠智） 阿部さんの方から。

委員（阿部清幸） 支所機能については、今3町の方々がおっしゃったように、やっぱりその支所の希望というものを組み入れていかなければならないと思いますし、ただ、この課の問題については、私この行政小委員会で前に申し上げた記憶あるんですが、本所がどうなるかというようなことがはっきりしていませんし、今の酒田市の市役所では狭くて、ちょっと用あって行っても、書類が棚から落ちてくるような格好になっていますので、まず本所が形成された場合、先ほど小林さんがおっしゃられたとおり、やはり支所を簡素にして、本所の方に集中するようなことにならないと、1市になった効果が出てこないだろうと。そして、新しい町をつくっていかうとしなければならぬわけなんですけど、今言ったように本所があのとおりで、これからの問題になっていくだろうと思いますので、当面は各町の希望をやっぱり尊重して、将来は将来と考えるのと、こんなことでよろしいのではないだろうか。名称についても、それぞれの町の方々の希望を十分に受けとめていくようにしたらいかがなものかと、こんなふうに思います。

以上です。

委員長（佐藤忠智） それでは、齋藤委員。

委員（齋藤 緑） 私の記憶違いかもしれないんですけども、この議論をしたときに遊佐町さんの方で、遊佐の何とか課をつくらなきゃいけないというのを確か言ったのではないかなと思います。それで、それは、何とか課というのはわからないから 課にしておきましょうというのが、議論の経緯だったかと記憶しているんですけども、そうでしたか。

委員長（佐藤忠智） そうです。

委員（齋藤 緑） それで、ほかの町からは、そのときは議論の中では特にそのときは希望はなかったと思いました。それで、 課がついたと理解しておりますので、それはその遊佐町さんのところで特徴的な課があったから、これをつけなくちゃいけないと言ったのでしよう。

それで、先ほど小林さんがおっしゃったように、合併というのはなるべくシンプルにしていくというか、ただ地域の人たちが不安を覚えないようにしなくてはいけないということもありましたのですが、これはまだこれで決定でなくて、その後、合併までに調整した結果出

てくるので、この文章の中に「構成される課を基本として」と書いてありますので、合併までにはこの課ではない、必要があれば課がついてくるし、課が4つだけでできれば4つで終わるわけですので、私は佐藤委員や小林委員のおっしゃったように、必要がないのではないかと考えます。

この4つも同じ機能ではないわけだと思います。各3町が持つものがプラスアルファになっていくというか、基本形にその地域に合ったものというので、例えば病院があるところは病院で、市民福祉課、担当課のところにそれがまた少し膨らむだとか何だとかというのがついてくるのかなと想像されますので、このままで課は要らないのではないかと思います。

それから、あと支所の名前ですけれども、さっき事務局の方から言いましたように、よく都会の方だと市民センターみたいな名前があるので、松山市民センターとか何かそんなような、最後の方は統一して頭の冠のところに町の名前がつけばよろしいかなと思いました。統一性がある、支所の名前がばらばらではなくて、家族だよということがわかるような名前がいいかと思います。

以上です。

委員長（佐藤忠智） じゃ、小松委員。

委員（小松隆二） 伺っておりますと、ほとんど同じような考えではないかと思います。できるだけ簡素化が望ましい。ただ、必要があれば柔軟に対応していいんじゃないかということで、私も実はどっちでもいいような気がするんですが、ただ課をつける場合は、実線でなく点線でつけてほしい。実線ですと、もう何か用意されていて、知らない人を見ると、これ入るんだなと思います。点線だと、必要があればどうぞという意味にもなるので、その程度かなというふうに、大体伺うと同じような意見だと思いますので、お任せしていいように思います。

委員長（佐藤忠智） わかりました。

委員の皆さんからご意見いただきましたけれども、3町の担当課長さんが見えているわけですので、この支所の名称でいろいろな意見が市民から出ているよとか、それから今のこの課についてちょっとお話しいただければと思いますが、八幡町さん。

住民自治組織分科会長（三柏憲生） それでは、八幡町の考え方申し上げます。

当初から、ここにあります4つの部門、これが標準形だということでしたが、本町としてはそれでよろしいだろうという考え方でまいりました。と申しますのも、本町の業務内容、それから横断可能な連携、さらには住民サービスを念頭に置いた効率化を考えたとき、4つ

の部門は手ごろ感があると、最も標準形としてぴったりだという受けとめ方を当初からしてまいりました。したがって、八幡町としてはこの4部門で了といたしておいたところでございます。

委員長（佐藤忠智） 何か支所の名称なんか出ていませんか。

住民自治組織分科会長（三柏憲生） そこまでは、まだ具体的に出ておりません。

委員長（佐藤忠智） それでは、松山町さん。きょうだれか見えていませんか。

松山町教育次長（荘司東一） きょう担当課長が欠席しておりますので、この場でお答えはできません。

委員長（佐藤忠智） それでは、平田町。

平田町総務課長（佐藤富雄） 平田町につきましては、総務地域振興担当部門について、実は教育委員会の組織がどうなるのかというもう一つの問題がありますけれども、総務部門と、それから地域振興部門を分けたらどうだろうかという、そういう意見が出ております。それで、合併当初は相当地域の要望なり等々相談業務が相当数あるだろうということが想定される中で、やはり地域振興担当部門については、その調整役を担っていただくということがやっぱり必要ではないのかということがいろいろ意見として出されているところでございます。町としては当面は5課体制でお願いできないかということの話が出されているところでございます。

それから、支所の名称につきましては、できれば、今、委員の方々からお話ございましたように旧町名を冠することの要望が出ているところでございます。

委員長（佐藤忠智） そうしますと、いろいろな意見が出ていますけれども、支所の名称については、大体平田、松山、八幡の冠をつけて、あとは何とかセンター、市民センターでも何か統一したような感じのものというふうな意見が圧倒的であったかなと思います。

それはそれとしまして、課については3通りといいましょうか、この表現の仕方だと思いますが、必要であれば5課でもいいよというような形もありますし、いや、4課でもいいんじゃないかという部分と、もしあれであれば点線にしておいたらどうだという部分もありますが、いかがしたらいいのかなと思ひまして、何かご意見ございませんか。

小林委員。

委員（小林隆逸） 先ほど冒頭の委員長のあいさつでは、きょうここでということの2つの提案を決定をできればやりたいと、こういう考え方だったというふうに聞いておりますけれども、今このことに出されました意見というのは、必ずしも一方に簡単にここで、そう根幹

を揺るがすような問題ではないわけですがけれども、ここで簡単に「はい」というふうに、例えば松山さんについても、担当の事務方の責任者が欠席をしているというようなこともあるようでありまして、この場で賛否をとるというまでにはまいらないのではないかと。拙速は避けるべきではないかという気が私はします。先ほど私は簡素に4部門というふうに申し上げましたけれども、これは町とすり合わせたわけではないので、今の話、課長のお話を聞きますと、再度責任のある発言はすり合わせなければならない、こう思っておりますので、私は保留をしたいと思います。

委員長（佐藤忠智） 長谷川委員。

委員（長谷川 裕） 私の意見としましては、いわゆる事務局案でいいと思っています。今言ったように、平田町さんの方では新たな課を設けたいという話もありましたけれども、そういった実情まで立ち入って我々委員が果たして全体把握して、そこまで最終的に5課体制がいいのか、4課体制がいいのかというふうに踏み込む必要はないんじゃないかなという気がします。あくまでも基本路線がここに出ているように「4部門により構成する課を基本とし」ということがありますので、4課体制というのは基本になるわけですので、あくまでも例えば事務方ベースの中で、実務者担当ベースの中で話し合ったときに、平田町さんがおっしゃるような、例えば5課体制これまで要らないじゃないかというふうな、また別の案も出てくれば、それは4課体制に組み込まれていくようなことになるでしょうし、あくまでもこの場としましてはその事務局案どおり決めまして、法定協議会に持って行ってどうかなという感じがしますがけれども、いかがでしょうか。

委員長（佐藤忠智） いろいろなお意見出ていますけれども、今の議論はいろいろな意味でいろいろな意見が出たということ、よかったのではないかなと思います。これはこれとして、次の法定協議会も決まっておりますし、このような形で進めていかなものでしょうかね、佐藤委員。

委員（佐藤 弘） この調整方針の案としての文書はいいんですよ、私も。何もそこには踏み込んでいないです。「4課を基本とし」ということで書いてありますし、業務量や事務の性質を考慮しながら合併まで調整したいと。ですから、4部門にいろいろな係が出てくるのか、その辺まで私まだ踏み込んでいないわけです。

ただ、ここに 課、 課というものがあると、課をつけるというふうな雰囲気になっちゃうよと。今いろいろな意見あったスリム化だとか、いろいろなものについて、簡素化あるいはいろいろなこれからの業務の行政改革、財政改革、行財政になるんですけれども、そ

の辺からいって、職員の配置がどうだこうだとか、これから出てきますけれども、それはそれで対応していかなくちゃならない。ただし、ここにこういうふうな形があると、何か2つがふえていくようなイメージになるのではないかなということなんです。

小松委員が言ったように点線だとか、あるいはここに黒くぬらないで青にしておくとかということであればいいんですけども、これは前と同じ資料、1市3町ですから、そこはちょっと資料も調整をしておいた方がいいのではないかと、こういうふうに思うんです。

ですから、基本的に私は調整方針のものについては、それでいいと思っています。ただ、こういうふうに、せっかくですから打ち出し方がこれもやっぱりちょっと考慮しながら進めるべきだと。これはあくまでも1市4町のときの私は素案だと思っているんです。ですから、1市3町になったということですから、その辺は少し組織機構の案についてはちょっと修正しておいた方がいいのではないかと。課をつくらなくてもいいと言っているんじゃないんです。ですから、それは必要なときにつくってもいいと思うんですけども、ただ、ここにいうと2つがくれますよという大きなイメージになっちゃうのかなと、こういうふうに思うんですから、その辺をちょっと私は考慮していただければ、私としてはいいと思うんですけども、それもいろいろな意見で調整がつかないとなれば、やむを得ない。ただ、つくるときに、今度こういう課がくれますよとしたときに、また意見交換が出てくるぞと、こういうふうになると思うんですけども、どうですかね。

委員長（佐藤忠智） 事務局長。

事務局長（五十嵐龍一） それぞれ大変大切なご意見をちょうだいしたわけでございます。要は3つの支所で住民の皆さんに従来どおりのいろいろな手続ができるよということと700余りの事務を支所で担当していくということを前にご説明申し上げております。したがって、従前のサービスといたしますが、住民の皆さんが身近な支所に出向いて、あるいは勤務のついでに本所の方に行っても手続できるわけでございますが、そういう700余りの事務を包含して4つの部門に、あくまで部門です。課でなくて部門なわけですが、ここでは担当と書いてありますが、個々に4つの分野に包含できるだろうということで設定をし、きょう松山町さんの担当課長さん欠席でございますが、松山町さんも含めて、この4部門で提出しようとして合意をして、さきの協議会で提案をさせていただいた、こういうことでございます。

一方で行政コストの削減ということも大きなテーマであるわけございまして、当然そういうことも念頭に置いたわけでございます。そこで、今日もいろいろなご意見をいただいておりますが、このご意見を踏まえながら、部や課の設置というものは執行部の責任において

設定をし、議会にお諮りをすると、こういうことになりますので、今日はこういった意見をご開陳をいただきましたので、そういうものを踏まえながら、実務作業の中で執行部の責任において課の設定をしていきたいというふうに思います。

お話出ておりますように、資料では実線で 課が2つございますが、誤解を招かないようにというお話も出ております。現実の作業としては、それぞれの部門で必要な人数の測定をやり、住民の皆さんの利便性を損なわないように設定をしていくということでございまして、調整方針のとおり4部門というものは、これは変わらないわけでございますが、少し柔軟な対応も場合によっては出てくるかもしれないという意味からして、小松先生からご指摘、アドバイスございましたように、4つの部分は実線で、これを基本とするということで調整方針とおりでございますが、以下の課については点線で、これからの業務の内容、質、人数の測定等によって執行部の方で判断をさせていただきたいということでお取り扱いいただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（佐藤忠智） ただいま五十嵐事務局長から説明がございましたが、そのように確認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐藤忠智） 異議なしの声がありますので、この協定項目13の事務組織及び機構の取扱いはこのとおり、別紙のとおり確認させていただきます。

---

#### 協議第44号 協定項目9 地域審議会等の取扱いについて

次に、協議第44号の地域審議会の取扱いを議題といたします。

事務局の方から説明を求めます。

事務局次長（大滝太一） それでは、協定項目9の地域審議会等の取扱いでございます。提案自体は27日に分科会長の方からしておりますので、補足的な説明ということで説明させていただきます。

従前の委員会では、助役会長調整案というようなところまで委員の皆様を示して説明しておったかと思ひます。それ以降、正副会長会議などでの議論を踏まえまして、原案のとおり提出してあるというようなことでございます。助役会長調整案との比較で申し上げますと、1つは設置目的ということで改正の地方自治法に基づいた協議会とするんだということをは

つきり打ち出しております。これは1つ大きい特徴かと思えます。

それから、横長の1ページの方の資料ごらんいただきたいと思いますが、所掌事務のところには市長の諮問に応じる部分、それから市長に自由に意見を述べる部分ということで、それぞれの項目を整理しております。

さらに、これは追加しておる部分ですけれども、それらの意見については、市長が必要があると認めるときは適切な措置を講じるというようなことで、これも改正地方自治法にあります規定をそのまま持ってきておるわけですけれども、これをきちんと入れ込んでいるというようなこと、これも大きい特徴の一つかと思えます。

以上のようなところが助役会長の調整案と比較すると追加と申しますか、変更になっておる部分でございます。基本的には改正自治法の精神を生かして、それぞれ3町に協議会を置く、と。その協議会は市長の諮問に応じる部分はもちろん、市長に自由に意見を述べていくというようなことができるというような仕組みの中で、支所と連携をとりながら協議会活動をやっていただきたいというような、そういう仕組みをつくっていきたいと考えております。

簡単な補足的な説明ですが、以上であります。よろしくお願ひいたします。

委員長（佐藤忠智） ただいま大滝次長から説明がございました。今は北庄内の合併協議会ということですが、その前には助役調整案がここに提案されまして、それでこれでは折り合いがつかないということのままで、あのようなことになってしまったということで、その間会長調整案が出まして、いろいろ調整しておったんですが、この小委員会を開催するまでには至らなかったという経緯がございます。そういう見方からしますと、新しく提案されたものと、この会議においてはそういうことになります。皆様方から質問がございましたらと思ひます。何か質問ございませんか。

長谷川委員。

委員（長谷川 裕） 繰り返すことになるかもしれませんが、組織体制で委員数15名程度、この根拠もう一度改めてお聞きしたいということと、委員の任期、各地域に任せられるのか、それとも全体的におおむね例えば1年短期でやるのか2年なのか、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

委員長（佐藤忠智） 大滝次長。

事務局次長（大滝太一） ここに示してあります調整案、骨子でありますので、15なら15と申し合わせたわけがございません。意見としては10名から20名という幅があったということで、一定程度ほかの協議会なんかも参考にして15名程度ということにしておるに過ぎません



ので、15という数字に関してはそういうことです。

この中にもありますし、また自治法自体の中にも書いてありますけれども、幅広く意見を集約できるようなメンバー構成をしなければならないということでもありますので、その幅広さということであれば、多ければ多いほどいいわけではありますが、また一方、1つの会議体としての意志疎通というようなこともありますので、そこら辺を勘案しながら、あの時点では15名ぐらいがよろしいのではないかというようなところに落ち着いているということでもあります。

それからもう一つは、任期でありますけれども、これについてもきちんとまだ申し合わせているわけではないのですが、法律の精神にのっとるというようなことから申し上げますと、一応2年間になるのかなというふうに思っております。条例で統一的に定めることとなりますので、各地域に任せるというようなことではなくて、条例上2年で統一するというような姿になるのかなと思っております。

以上です。

委員長（佐藤忠智） 長谷川委員。

委員（長谷川 裕） 任期については条例上という規制がかかるということですが、その委員数というのは、そうしますと各協議会の状況、各地区の状況に基づいて10名から20名の幅で協議会で選択できる余地があるということですか。

委員長（佐藤忠智） 大滝次長。

事務局次長（大滝太一） 長谷川委員のおっしゃるとおり、幅があるような定め方をすれば幅が出てきます。実際、例えばこちらの協議会は10人、あちらの協議会は20人というようなことで、同じ一つの条例の中で人数が違っている協議会もございます。まだ、そこら辺については、そこまで詰めてないということです。

委員長（佐藤忠智） ほかに質問ございませんか。

齊藤委員。

委員（齊藤康広） この委員数の15名という、今載っておりますけれども、これは地域地域によって、酒田市は大体何名、八幡町は何名、平田、松山というようなことで、大体の地域を考慮しながら、この人数というものを決めたのでしょうか。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（佐藤忠智） これ齊藤委員、酒田市はつくらないですよ。

委員（齊藤康広） 3町の人数ですけれども、これその辺どういうふうな人数で15名という

ことを決めたか、ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（佐藤忠智） 事務局の方から、これ15名程度ということで書いていますので。

分科会長。

住民自治組織分科会長（三柏憲生） この組織体制につきましては、ここに記載のとおり15名程度となっておりますが、先ほど大滝次長からご説明ありましたように、決まったわけではございません。その内容といたしましては、自治会とかPTA、それから地域住民の中からの代表、あとその他、ここに書いてございませんでしたけれども、公募といったようなことも、腹案の中にございます。そうしたことを今後取り入れて進めていく考えでございます。

委員長（佐藤忠智） 齋藤委員。

委員（齋藤 緑） ここに調整案が出ていて、そして実際のところでは、協議会の設置は新市の条例により設置するということが書いてあるわけで、そうすると、ここでは大枠を調整案として示しながら、新市の中でそれを正しくというか、精査していくという考え方でいいんでしょうか、ちょっと教えてください。

委員長（佐藤忠智） 大滝次長。

事務局次長（大滝太一） ちょっと説明が不十分であったかと思います。新市の条例により設置するという意味は、新市出発の時点からという意味で、新市になってから検討するという意味ではございません。通常、地域審議会というようなことであれば、今のうちから協議会の中で協議を交わして、その交わした協議が新市になって条例に代わるものという位置づけになるのでありますけれども、この地域協議会については、この地域独自のものということで作りますので、そういった手続を踏むことができないということがもう一方にあります。ただし、もう一方には新市発足のときから、やはりこの仕組みをつくっていかなくちゃならないということがありますので、具体的には新市発足のときから条例として既に決まった条例として扱えるような、そういう姿で見ていきたいと思っております。

委員長（佐藤忠智） ほかに質問ございませんか。

委員（齋藤 緑） それで、ということなので、このところの調整案は、かなり詰めておかなかちゃいけないということになるんですね、と思ったんです。それで、これを合併までに調整するとあるので、私たちはどこまで話し合いをするのか。

委員長（佐藤忠智） この件ばかりでないんですけども、私もいろいろな会議に出ています。合併までに調整するというのは、各委員会でいっぱいあるんですね。それをやっぱり来年11月1日というまだ期間があるわけですが、だからといって、そんなにぎりぎりまでと

いうわけにもいかないと思いますので、調整案なるものを百のものを百はならないかもしれませんが、のっかったものはやっぱりめどをつけなければならない。それでまた、この小委員会に報告するというような作業は必ず必要だと思います。そこらについて、ちょっとご意見いただければありがたいんですが。

委員（佐藤 弘） ちょっと今の関連ですけれども、条例はこの合併協の中で議論して、新しい市が誕生する前に設置されているということなんですか。いろいろな流れがある。酒田市の条例により調整するのか。いろいろな項目で委員長言ったようなものがあるんですけども、それは各議会での調整あるいは議決というものが入らなくとも、合併協議会で条例は設定されていくと。新市の条例ですね。今のように合併前に条例で定めていきたいという話が出ましたので、その辺の条例の取り扱いはいかがか。皆さん関係ありますので、ちょっとお願いしたい。

委員長（佐藤忠智） 結局条例をつくって、例えば1市3町の議会で、この新市の条例でいいかという部分の取り計らいの仕方もあるわけですよ。いろいろなこと考えられると思うんですけども、そこら基本的な取り組み方についてご説明願えませんか。

事務局長。

事務局長（五十嵐龍一） 合併までに調整するという項目についての取り扱いについて最初に申し上げます。

協議会にご提案をし、ご協議をいただいている内容といたしますのは、公共料金、建設計画、きょう議題となっている地域審議会等の取り扱い、つまりこれからの住民生活に密接に影響していくというものについては協議会でご議論をいただき、方針を出していただいているわけでございます。したがって、大方の合併に関して住民の皆さんが判断をする材料といたしますのは、協議会にご提案を申し上げた内容でご理解を深めていただけるものというふうには思っておりますが、なお事務的なものを含めて合併までに調整するというものがございまして、こういうものについては来年の適切な時期に、協議会の方にその結果についてご報告申し上げたいというふうに思っております。

ただし、いろいろな制度内容によっては新市の予算編成に絡むものもありますので、すべてという形にはならないかと思いますが、しかるべき時期にお示しをしていきたい。事務的なものというふうに申し上げましたが、今日のように大きな問題も含まれておりますので、こういうものについては首長会議等で内容を詰めてまいります。あわせて、このことも協議結果についてご報告を申し上げていきたいというふうに思っております。

さて、この制度下の条例に向けた取り組みでございますが、現段階ではまだ決定をいたしておりません。といいますのは、市長職務執行者が合併前に専決をするという項目がいっぱいあるわけでございます。これは協議会の方に一度お諮りをしたわけでございますが、これは合併に当たって避けられないもの、代表的なものでは公の施設の設置条例、それから職員の取り扱いの各条例、こういうものは合併前に直接市長職務執行者が専決をいたします。そういうものと同列に、この問題を市長職務執行者が専決をするという形であらかじめ設定をするのか、あるいは合併後、設置選挙を経て市長、それから議員が誕生して議会が構成されたときに改めて提案するか、このことについてはまだ決定をいたしておりません。いずれにしろ、条例の骨格となるものは合併前に形をつくり上げてしまうということでは変わりがございますが、専決でいくか、新市以降、新たに議会の方に提案をして設置をするか、この辺はまだ確定をいたしておりません。こんな状況でございます。

委員長（佐藤忠智） 私が聞くと、局長、この件はどっちに入るんですか。その答えが出ていないので。この件はどっちの……

事務局長（五十嵐龍一） 今の件は、現段階ではまだ確定していないというのが、この地域審議会等の取り扱いの条例化の問題でございます。合併前に専決をして設置をしてしまう、設置を終えてしまうか、新市が誕生し、その後、議会構成が決まってから新たに提案するのか、これは今後の検討にさせていただきたい、こういう意味でございます。

委員長（佐藤忠智） わかりました。

私はわかりますけれども、皆さんは。

佐藤委員の方から。

委員（佐藤 弘） すみません。この地域協議会の設置要綱、設置の基本的な考え方、これに異議ないんです。だから、それをもとに条例を制定していこうということですから、その中にさっき出た人数も一定のものが出てくると。委員も再度やっぱり細かく出てくると思うんです。そういう団体からするとか、あるいは公募するとかという今話がありました。これを新市誕生の前に有効日数にしておくという話が今出たわけですから、条例を設置すると、専決でやれるということですが、合併をしたとしたときには職務代理者が出ると。それまでは協議会というのがあるんですね、法定協議会。そこで条例設定は定められないのかということなんです。条例を決めていかなきゃ、各議会に諮らなくとも協議会というもので新市の条例制定はできないのかできるのか、その辺を私ちょっと聞きたかったわけですよ。

委員長（佐藤忠智） 五十嵐局長。

事務局長（五十嵐龍一） 法定協議会、大変重要な協議会でございますが、協議会は議決機関ではないわけございまして、協議のための機関でございます。したがって、合併協議会で新市の条例を定めるということは、ちょっと守備範囲を外れてしまうということになります。

ただし、条例案としての姿は、合併前に協議会でちょうだいした意見を踏まえながら姿を形づくって、そういうものを協議会の方にもお示しをしていきたいと、こういうことでございます。ただ、それを専決でやるか、合併後、議会に付してやるか、こういうことについてはまだ決定をしていない、こういう内容でご理解をいただきたいと思います。

委員長（佐藤忠智） 非常に重要な問題だと私は思いますので、委員によって、この段階をくぐってから、首長会議等々いろいろな会議の中で方向づけをしていきたいということだと思います。

ほかに質問ございませんか。

委員（小林隆逸） ちょっとこの件についてお伺いをしたかったわけですが、法定協議会で提案されたような事項について、ほぼ原形を確定するというところまで協議をしているわけですが、それで先ほど新市においてということでありませぬけれども、実際上はその前に専決をする形で、新しい市の執行に便宜を図っていくというか、専決処分の条項があるようですが、あくまでもこれは専決であって、新しい市の選ばれた議員が新たに法制度の制定をそこで可決をするということを経ないと、本来の最終的な法の執行の権限を持たないのではないかなと、そう思っております。便宜的な意味というものがどこまで許容されるのかということで、その担保がこの法定協議会の最終的な確定される件になっているのではないかな。残念ながらこの法定協議会の場合は議決機関でないで、その辺、非常に複雑でわかりがたいのだけれども、順序立てて言えば、新しい議会で議会の承認を得なければ、これは制定が成立しない、法的に成立しないということだけれども、実際には事務上のことが先行してしまう。大変複雑なものだと思います。それはそれで結構だと、そういう解釈でよろしいんですか。

委員長（佐藤忠智） 分科会長。

住民自治組織分科会長（三柏憲生） 専決処分と、新しい市になってからの議会の議決、新選良による議会の議決というようなことございませぬけれども、誕生と同時に専決処分をした場合、職務代理者がされた場合は、新しい議会に付議をしなければならない。そこで承認をして、初めて有効ということになるわけですが、順調に行った場合ですけれども、仮にの話ではな

いですが、仮に承認されなかった場合でも、法的にはその専決処分された条例案は有効だという取り扱いになっております。ですから、いつの時点で条例案を提案すべきか、あるいは決定すべきかというようなことは、そのものによって違うんだろうと思いますが、それらについて先ほど事務局長から申し上げられましたように、今後検討するというところでございますけれども、適切に、またスムーズに移行できるように、それから行政事務に差し支えが出ないような形で持っていく必要はあるだろうとは考えておるところでございます。

委員長（佐藤忠智） ほかに質問ございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長（佐藤忠智） それでは、引き続き意見をちょうだいしたいと思います。

ご意見のある方。

この件につきましては小松委員の方からもいろいろアドバイスをいただいて、ここまで来たわけですが、小松委員の方から何かございませんか。

委員（小松隆二） 特にこの原案で構わないと思います。

委員長（佐藤忠智） 原案どおりということですね。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

佐藤委員。

委員（佐藤 弘） 今この条例の関係はよくわかりました。要するに法定協議会で決めておかないと専決できないということになるわけですね、最終的には、法定協議会で議論しておかないと、職務代理者が専決でやれない。そして、議会での議決も専決した段階から有効だと、効力があるということだと、そんなことがちょっといろいろな意見交換でわかりました。

地域協議会の設置については今までもいろいろありました。特に酒田市の場合はいろいろな関係で地域審議会、あるいは区的なものとしては特別区というものについてはいろいろな意見があって、なかなか難しかったわけですが、助役調整案、そして会長の各市町の首長方の調整というものが入って今の原案が出ているということですから、酒田市としても私一人の委員としても、この協議会の設置要綱調整方針については賛意をいたしたいと思います。

委員長（佐藤忠智） ほかにございませんでしょうか。

平田町さんの方は。

委員（小林隆逸） 今までの話の経過で納得できましたので。

委員長（佐藤忠智） 原案どおりということですね。

意見も出尽くしたようなので、この辺でお諮りをしたいと思います。

協議第44号 協定項目9の地域審議会の取扱いについては、事務局原案のとおり確認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

委員長（佐藤忠智） ありがとうございます。

それでは、原案のとおり確認いたします。

なお、協議会の報告文案につきましては、委員長に一任願いたいと思います。それによろしいですね。

〔「はい」と発言する者あり〕

---

## その他

委員長（佐藤忠智） それでは、その他ですが、事務局何かございますか。

事務局次長（大滝太一） 事務局からはございません。

委員長（佐藤忠智） それでは、その他もないということでしたので、現段階では本委員会に付託されている予定は今のところないということでございます。これで一通り小委員会での確認はすべて終了したものと思われま。

何も無いということを期待しているわけでありますが、何せ来年11月1日まで何も無いとは限らないわけで、まだ期日もある。大体そういう形になると思います。当委員会に付託された調整案の中で合併時まで調整しなければいけないものについては、当委員会にも報告されると聞いておりますので、皆様からもそのようにお含みをいただきたいと思います。

委員の皆様のご協力に心から感謝申し上げます。大変ありがとうございました。

閉会 午前11時45分